

事前検討課題の事例－徴収困難事例における法的対応について－

弁護士 瀧 康暢

以下に掲げる徴収困難事例について、法的にどのような対応をすると効果的か、事案の内容を把握し、自分なりの検討結果を頭の中でまとめておいてください。

また、徴収困難事例についての質問がある方は、12月9日(金)までに、「民事訴訟、民事執行等の裁判手続きが必要となる滞納整理」質問票を提出してください。

提出された質問票は、講義の参考とするため、事前に瀧講師に送付します。

◆給与債権の差押えに非協力な事業主

【事例】

文書・電話催告を繰り返してきたが、納税がない住民税・国民健康保険税の滞納者の勤務先が判明した。

Q1. そこで勤務先に給与照会を行ったが、回答がない。

どうしたらよいか。給与の差押えはできるか。

Q2. 給与差押通知書を勤務先に郵便送達したが、受領を拒否され、差押通知書が戻ってきた。

どうしたらよいか。送達の効力は発生しているか。取立てはできるか。

Q3. 給与差押通知書は勤務先に送達されたが、雇用主が支払に応じない。

次の有効な手段として何をすべきか。

◆滞納者が死亡し、滞納者名義の預金口座に60万円残っている。滞納者の相続人は3名。滞納者名義の預金は、差押えができるか。また、どのようにして差し押さえるか。

◆滞納者が死亡し、滞納者名義の預金口座に60万円残っている。相続人は、全員相続放棄した（or 相続人が不存在）。

滞納者名義の預金は、差押えができるか。また、どのようにして差し押さえるか。

◆預金照会をしたら、滞納者名義の口座は見つかったが、「反対債権あり」と回答があった。

反対債権のある預金口座の差押えは、可能か。

◆ 会社解散・清算・破産、代表者の死亡・居所不明の滞納処分の執行

【事例1】 会社代表者が死亡し、代表取締役が選任されていない会社名義の不動産

【事例2】 解散して清算人が選任された会社名義の不動産

【事例3】 法務局の職権で商業登記簿が閉鎖された会社名義の不動産

【事例4】 破産手続が終了した会社名義の不動産

Q. 事例1から事例4までにつき、固定資産税を賦課し、滞納処分を進める、又は執行停止するための調査・手続きとして何が必要となるか。

◆ 多重債務に陥っている滞納者

【事例】

- ・ 個人の滞納者で、預金調査をするとクレジット会社からの引き落としがある。
- ・ 自宅の不動産登記簿を確認すると消費者金融会社の担保が付いている。
- ・ 納税相談で家計の状況を聞き取ると、消費者金融からの借入があり、使途不明金が最低でも月3～5万円ある。

このままだと、毎月、数万円の借金の支払があり、滞納が解消しない。

Q. クレジット、消費者金融の債務を整理する手段としては何があるか。